

川崎市告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和7年7月17日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 医科（診療所） の部 変更

指定番号	変 更 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	変更事項（前）
川－２１６６０	令和5年4月1日	ゆうえんおおくし整形外科クリニック 多摩区登戸２０６６－１ D I A M A N T E K o j i y a ３ ０ １	おおくし整形外科ゆうえんクリニック
川－２１８１３	令和7年5月1日	スガオスキンケアクリニック 宮前区菅生２－１－６ 日向園ビル２Ｆ	宮前いとうクリニック